

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	教育委員会中央図書館運営企画課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	北九州市立八幡図書館 (折尾、八幡南分館含む)	施設類型	目的・機能
	所 在 地	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号他	I	⑤
	設置目的	『図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする』図書館法第2条		
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制		
指定管理者	名 称	株式会社図書館流通センター		
	所 在 地	東京都文京区大塚三丁目1番1号		
指定管理業務の内容		1 教育委員会が定める業務 (1) 管理運営に関する業務 館長業務(館の運営統括、関係機関・団体等との連絡調整等)、庶務業務(委託業務の経理、人事、広報等)、窓口サービス業務(受付、案内、登録、貸出、返却、レファレンス等)、蔵書管理(選書候補推薦、蔵書整理、配架、蔵書点検、補修、統計等)、文庫管理(ひまわり、団体文庫等)、分館管理(庶務、経理、連絡調整等) (2) 読書奨励等に関する業務 読書会、講演会、読み聞かせ会、子育て支援事業、展示、ブックリサイクル等 (3) その他業務 複写サービス、ボランティア活動支援、指定期間終了時の事務引継ぎ(はじめての絵本事業) 他 2 提案事業 健康講座、歴史講座、朗読講座、九州国際大学と連携し		

	た講座 他
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 （評価結果）
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取り組み				50	43
(1) 施設の設置目的 の達成	4	4	(1) 施設の設置目的の達成については、目標値の達成については、読み聞かせ・おはなし会開催回数以外は達成されていないが、SNS やデジタルコンテンツが急速に普及する中、貸出者数は要求水準を超えていることや行事への参加人数が前年度から大幅に増加していることから、優れた管理運営を行ったと評価した。	35	28
(2) 利用者の満足度	5	5	(2) 利用者の満足度については、各サービス項目について満足であると回答した人の割合が90%を超える高い水準となっている。特に「対応の親切さ」においては99%を超えており、全般的に質の高いサービスを提供できている。 利用者の意見・要望・苦情等については、館の責任者に報告するとともに3館のスタッフ全員で共有し改善に努めている。さらに、館独自で解決できない案件等については、本社や中央図書館と連携し、組織的な対応を行う体制を整えていることや、施設の不備を補うサービスができていないことなどから要求水準・目標・計画を	15	15

			大幅に上回り、特に優れた管理運営を行ったと評価した。		
2 効率性の向上等に関する取組み				30	24
(1) 経費の低減等	4	4	(1) 経費の低減等については、自主事業で得た収入を指定管理料に追加して運営しており、施設の管理運営について、経費の効果的・効率的執行がなされていると評価できる。	30	24
(2) 収入の増加	—	—	※利用料規制の施設ではなく、自主事業からの還元を義務付けている施設でもないため、収入は評価の対象としないが、自主事業収入を指定管理料に加算して運営している点は、(1)経費の低減等にて評価する。	—	—
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み				20	16
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) の実施状況	5	4	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況については、職員の87.5%が司書資格を有しており、余裕のある人員配置が実現されていることや、館外で実施される研修を含め、多岐にわたる研修によって職員のレベル向上に努めていること、また、地域や団体とも数年にわたり連携して事業を実施していることなどから、優れた管理運営を行っている。	10	8
(2) 平等利用、安全 対策、危機管理体制 など	5	4	(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制などについては、本社や中央図書館と協議しながら、迅速に対応する体制が整備されており、近隣の警察との相談・連携も確保されている点を評価した。また、令和8年2月の福岡市の事件後、迅速に、警察署の協力を得て巡回依頼や、防犯研修を行ったことから、優れていると認められると評価した。	10	8
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる（80点以上） B：やや優れていると認められる（70点以上80点未満） C：適正であると認められる（60点以上70点未満） D：努力が必要であると認められる（50点以上60点未満） E：かなりの努力が必要であると認められる（50点未満）				合 計	100
				総合評価ランク (A～E)	A

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

要求水準については、貸出者数は要求水準を超えていること、貸出者数・貸出冊数ともに目標値の90%を超えていることや行事への参加人数が前年度から大幅に増加していることから、優れた管理運営を行ったと評価できる。

その他、読み聞かせ・おはなし会開催回数や、利用者アンケートの満足度は高い数値を示しており、指定管理者の努力がうかがわれるところである。特に優れた管理運営を行ったと評価できる。

効率性の向上については、計画に沿って執行できており、適正に管理運営がなされていると評価できる。

公の施設にふさわしい適正な管理運営については、概ね適正に行われており、平等利用、安全対策、危機管理体制などについて、迅速に対応する体制が整備されていることは評価できる。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】

市と指定管理者の評価レベルの相違については課題・認識を共有し、引き続き市と指定管理者と協働で、市民サービスのより良い向上に向けて連携していただきたい。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	83	—	—	—	—	83

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（+5年間）を認めるもの。

※低評価のペナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。